

長崎県川棚町移住体験モニターツアー事業補助金交付要領

1. 趣旨

この要領は、関係人口の創出、拡大及び移住の推進を図るため、川棚町が令和6年度に実施する長崎県川棚町移住体験モニターツアー（以下、「モニターツアー」とする。）に関する経費に対し、予算の範囲内で川棚町移住体験モニターツアー事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

2. 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、モニターツアーの参加者のうち代表申込者とする。ただし、参加者が同一世帯の場合は、2人分の補助金を上限とする。

3. 補助金の対象経費・補助率・補助の上限

(1)補助金の対象となる経費は【表1】のとおりとする。

【表1】

区分	対象経費
交通費	補助金の交付対象者の自宅から川棚町役場までの往復の移動費ただし、モニターツアー開始後の移動費を除く (対象経費の例) 航空機代金、鉄道代金、船舶代金、バス代金、高速道路代金、タクシー代金
宿泊費	川棚町内の宿泊施設における宿泊費 ただし、付帯施設、サービス料等の利用料を除く
体験料	モニターツアー募集要領別紙2に掲載する体験料

(2)1人あたりの補助金の額は、表1に定める区分の実費に対して、表2で定める補助率、補助の上限をそれぞれ適用して算定した額とする。ただし算定した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(3)自己の都合により発生したモニターツアーのキャンセル料等の費用については、補助金の対象としない。

【表 2】

区分	対象者出発地	補助率	補助の上限
交通費	北海道地方・東北地方・関東地方・中部地方	2/3 以内	50,000 円
	近畿地方・四国地方・中国地方		30,000 円
宿泊費	九州地方		15,000 円
体験料	—	10/10 以内	6,000 円

4. 補助金の交付申請

補助金の交付を申請する者は、長崎県川棚町移住体験モニターツアー事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、同一世帯の場合は、1 人を代表者として申請することができるものとする。

【申請書に沿える添付書類】

- ① 補助金対象経費に関する領収書
- ② その他、町長が特に必要と認める書類

5. 補助金の返還

町長は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合には、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

- ① 当該補助金の申請及び請求において、不正、虚偽又はこの実施要領の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき
- ② その他、町長が補助金の支給について不相当と認めるとき

6. その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は町長が別に定める。